

令和2年9月18日

自動車局整備課

**国内において「自動車整備分野特定技能評価試験」が開始されます！**

～本年9月25日（金）より全国で実施！～

自動車整備分野において即戦力となる外国人材を受け入れるべく、「特定技能制度」に基づく「自動車整備分野特定技能評価試験」を日本国内において本年9月25日（金）（受験申込みは同年9月18日（金））より全国で開始いたします。

我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」が昨年4月1日に開始され、自動車整備分野も受け入れ可能分野として指定されております。

自動車整備分野における特定技能外国人として、日本で就労するためには、「自動車整備分野特定技能評価試験」若しくは「自動車整備士技能検定試験3級」に合格すること又は「技能実習制度」における自動車整備職種の第2号技能実習を修了する必要があります。

「自動車整備分野特定技能評価試験」については、これまでフィリピン共和国のみで実施していましたが、日本国内においても本年9月25日（金）（受験申込みは同年9月18日（金））より全国で開始いたします。

これにより、日本に在留している外国人の受験が可能となり、自動車整備業界への外国人材の活用が広がります。

- ※ 受験料、受験申込方法及び試験実施場所等の試験に関する情報は、試験実施機関である（一社）日本自動車整備振興会連合会のホームページにおいて、随時お知らせいたします。

（一社）日本自動車整備振興会連合会ホームページ

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/>

問い合わせ先

自動車局 整備課 福藺、石橋

代表：03-5253-8111（内線：42415）

直通：03-5253-8599

FAX：03-5253-1639

自動車整備事業における外国人材の受入

- 技能移転を通じた開発途上地域への国際協力を目的とした外国人技能実習制度について、平成28年4月に自動車整備職種が追加され、外国人技能実習生を受け入れているところ。
- 一方、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる特定技能制度が平成31年4月より施行。自動車整備も受入可能分野に指定され、令和元年9月より特定技能1号外国人の受入れを開始。

自動車整備事業における外国人材の受入れの現状と今後の見通し

● 外国人技能実習制度：在留資格「技能実習」

- ✓ 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加

● 特定技能制度：在留資格「特定技能」

- ✓ 自動車整備に係る技能と日本語能力を試験
- ✓ 令和元年12月4日に、自動車整備に係る技能試験をフィリピンにおいて開始
- ✓ 令和2年9月25日に、自動車整備に係る技能試験を国内において開始
- ✓ 外国人技能実習制度からの移行も可能

